

“避難”って何をすればいいの？

「備え vol.10」で触れましたが、令和3年5月20日に災害対策基本法が改正され、避難情報等の名称が警戒レベルの高い順に「緊急安全確保」「避難指示」「高齢者等避難」へと変更されました。これらが発令された場合、対象者は必ず“避難”が必要となりますが、“避難”とは具体的にどのようなことをするのかわかるでしょうか？

内閣府からは“避難”について具体的に4つの行動が示されています。

- ・行政が指定した避難場所への立退き避難
- ・安全な親戚、知人宅への立退き避難
- ・安全なホテル、旅館への立退き避難
- ・屋内安全確保

※ただし、「屋内安全確保」では自宅周辺のハザードマップで「家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない」「浸水深より居室は高い」「水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分」と言う3つの条件を確認する必要があります。

“避難”と聞くと、自宅から離れて安全な避難所へ移動する「立退き避難」をイメージしますが、実は、自宅で安全確保をすることも“避難”に含まれます。このことを知らなければ、「屋内安全確保」が可能であるにもかかわらず、避難指示が発令されたから自宅から外に出てしまい逆に危険な状況に見舞われることもあるかもしれません。

“避難”について正しい知識を持ち、普段から自宅周辺で起こる可能性のある災害を想定し、どう行動をするかを決めておきましょう。 <防災士 荻野勝也>

